

第七管区海上保安本部 定例記者懇談会 令和3年10月27日

— プレスリリース —

- (1) 警備救難競技大会の開催について
- (2) 秋季安全推進活動期間について
- (3) 管内灯台の記念切手発行について
- (4) 灯台フォトコンテストの結果について





【問い合わせ先】

第七管区海上保安本部 警備救難部

警備課 課長 池田 博貴

TEL 093-321-2931 (内線 3110)

令和3年10月27日
第七管区海上保安本部

第七管区警備救難競技大会を開催

～管内10の保安部から精鋭が集い、競い合う～

第七管区海上保安本部では、令和3年11月25日(木)「令和3年度第七管区海上保安本部警備救難競技大会」を開催します。

この大会は、海上保安官が職務を遂行するにあたり、その基礎となる「制圧能力」、「武器取扱能力」及び「人命救助能力」の向上を図るため、管内の海上保安部署から選抜された海上保安官が集結し、[制圧]、[けん銃]、[人命救助]の各種目を競うものです。

1 競技大会の概要

・制圧の部

内容：4名1チームの団体戦(※)で試合を行い、トーナメント方式により順位を決定

(※) 徒手対徒手、警棒対警棒(女性職員)、短刀対警棒、警棒対警杖

場所：門司税関道場(門司港湾合同庁舎)

・けん銃の部(安全面から取材できません。)

内容：けん銃を使用した射撃を行い、得点により順位を決定

場所：九州管区警察学校射撃場(福岡市)

・人命救助の部

内容：2名1チームで空気呼吸器取扱い及び要救助者搬送等を行い、採点方式により順位を決定

場所：門司税関道場西側広場

2 取材について

当日(11月25日)、定例記者懇談会を同日開催いたします。

懇談会后、制圧の部及び人命救助の部の試合会場にご案内しますので、是非ともご参加ください。

3 昨年度の開催状況



開会式



制圧の部



けん銃の部



人命救助の部



表彰式



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部 安全対策課
課長 浦川 和久
TEL 093-321-2931 (内線 2640)

令和3年10月27日
第七管区海上保安本部

秋季安全推進活動期間における海難発生状況（中間報告）

～10/1（金）～10/25（月）の間の海難発生状況について～

第七管区海上保安本部では、気象海象が厳しくなる冬季を前に漁船海難減少を目的とした「秋季安全推進活動」を推進しています。

秋季安全推進活動

- ① 期間：10月1日（金）から10月31日（日）までの間
- ② 重点事項：
 - ・ 小型漁船を含む小型船舶におけるライフジャケット着用義務化の趣旨を踏まえたライフジャケットの着用徹底
 - ・ 常時適切な見張りの徹底

1. 船舶海難の発生状況（令和3年は10月1日から10月25日までの間（速報値））

秋季安全推進活動期間中における船舶海難隻数は29隻（うち福岡県内では12隻）であり、前年10月の船舶海難隻数（21隻）より8隻増となっています。

船舶海難29隻のうち、プレジャーボートによる海難が20隻（前年比10隻増）、漁船4隻（前年比1隻減）となっています。

なお、漁船の船舶海難の内訳については、福岡県、長崎県においてプレジャーボートとの衝突が各1隻、山口県において転覆が1隻、漁船船長死亡による無人漂流が1隻となっています。

2. 秋季安全推進活動期間中の活動

秋季安全推進活動期間中、第七管区海上保安本部管内において

○ライフジャケットの着用徹底

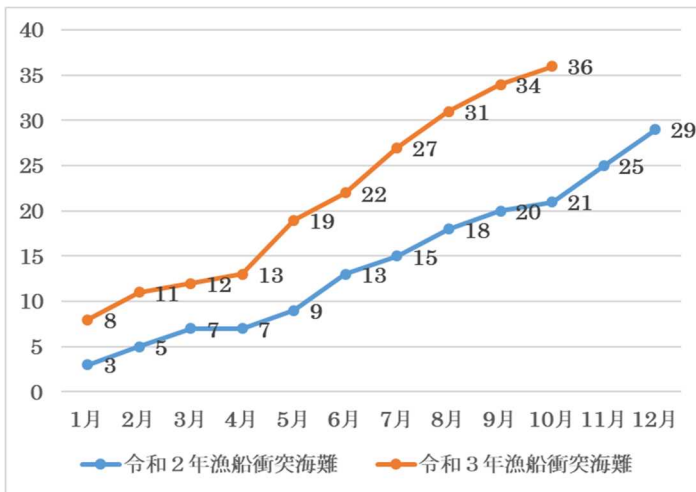
○常時適切な見張りの徹底

について、漁船への訪船、漁協への訪問等を行い、安全啓発活動を行っています。

3. 結果広報

秋季安全推進活動期間の結果広報については、取りまとめの上、11月8日の週に再度実施予定としています。

【漁船の衝突海難発生状況
(令和3年は10月25日現在)】



【県別船舶海難発生状況 (第七管区海上保安部管内・令和3年10月1日～10月25日)】
船舶海難の県別集計 (括弧内はミニポート数)

	山口県	福岡県	佐賀県	長崎県	大分県
プレジャーボート	1	9 (3)	3	6	1
漁船	2	1		1	
遊漁船		1			1
貨物船	2	1			

漁船とプレジャーボートの衝突事故 ～基本的な見張りの徹底

令和3年10月9日0650ころから、プレジャーボートA(長さ約5メートル、1人乗り)は長崎県茂木漁港沖漁場にてパラシュートアンカーを降ろし遊漁中のところ、茂木漁港方面から接近する漁船Bを認めたことから、継続監視をしつつ遊漁を続けていた。0730ころ、相手船の針路に変化が認められないことから、大きく手を振り自船の存在をアピールしたが、避航動作をとることなくそのまま衝突した。

漁船B(2.6トン、1人乗り)は、同日0715ころ、茂木漁港を漁場向け出港した。その後、衝突前に変針を行ったが、漂泊中のプレジャーボートAに気付くことなくそのまま衝突した。

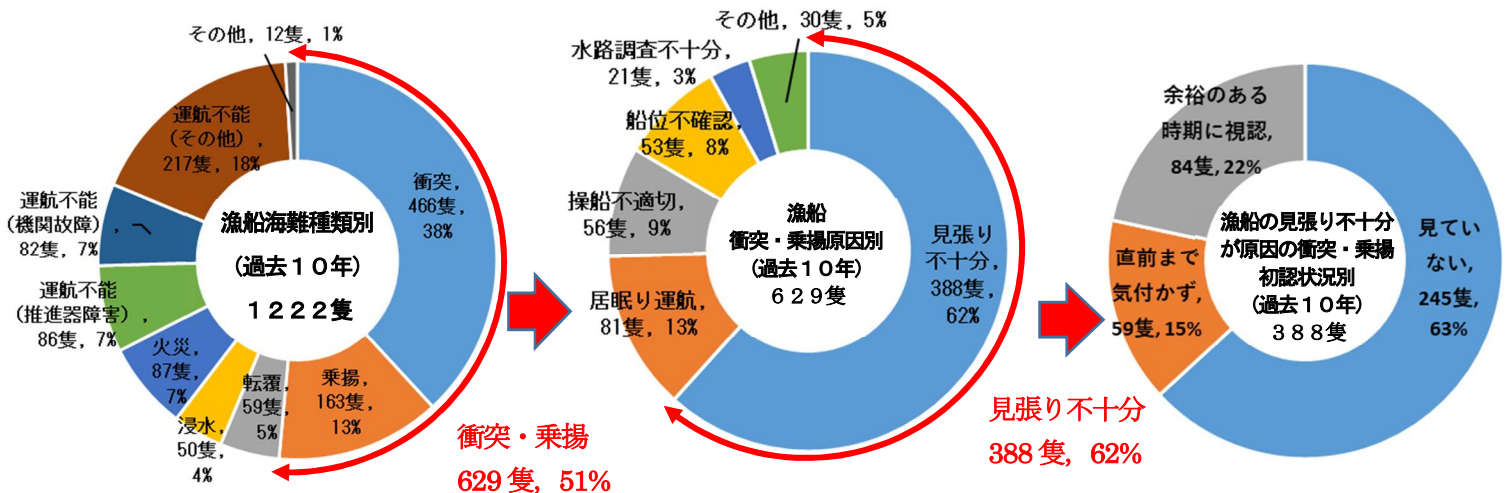
プレジャーボートAが航行不能となり漁船Bにより曳航され入港、プレジャーボートAの船長が負傷したが人命に異常なかった。



プレジャーボートA
船尾部損傷状況



衝突した漁船B



第七管区海上保安部管内の詳しい海難・人身事故統計はこちらから
URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kaiko/anzentaisaku/kainan/kainannogenkyoutotaisaku.pdf>



小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者には ライフジャケットの着用義務があります！

令和4年2月1日から、船長に対して違反点数が付与されます。

～小型船舶操縦者の遵守事項～

酒酔い等操縦の禁止 	自己操縦義務違反 	危険操縦の禁止 	ライフジャケットの着用 
発航前の検査義務 	見張りの実施義務 	事故発生時の人命救助 	

○水上オートバイに乗船する者
○満12歳未満の子供
○単独乗船の漁船で漁作作業をする者
○暴露甲板に乗船している者
ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合等は除外されます。

平成30年2月1日から、船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、船長が守らなければならない遵守事項が強化されています。

ライフジャケットに関しては、小型漁船を含む全ての小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の乗船者にライフジャケットの着用が原則義務化されています。違反した場合、船長は令和4年2月1日からは違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が累積点数に付与されます。

累積点数が3点を超え行政処分規準に達すると累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止の処分を受けることとなります。

- ※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦は出来ません。
- ※有料の再教育講習を受講すれば免許停止期間を短縮することが可能です。



■遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用※ 発航前の検査義務違反	2点	5点

■行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※令和4年2月1日より違反者に違反点数の付与開始
(事故発生時の人命救助には遵守事項違反点数はありません)

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

海中転落による死亡・行方不明事故も多数発生しています。家族や仲間を悲しませないためにも**ライフジャケットを必ず着用**しましょう。

着用範囲等、詳細を知りたい方は国土交通省のウェブサイトにてご確認ください。

URL http://www.milt.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



第七管区海上保安本部 TEL 093-331-6395



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部企画課長 吉永 利博
TEL 093-321-2931(内線2610)

令和3年10月27日
第七管区海上保安本部

明治期灯台の重要文化財指定記念切手が発売されます

～第七管区 初！ 灯台記念切手～

昨年（令和2年）12月23日に「角島灯台（下関市所在）」、「部埼灯台（北九州市所在）」及び「六連島灯台（下関市所在）」が国の重要文化財に指定され、「部埼灯台」及び「六連島灯台」は今年度中に初点から150年を迎えます。これを記念して、令和3年10月29日（金）から地域限定の記念切手が発売されます。

この発売開始にあたり、福岡県北九州市地区連絡会の地区統括郵便局長と山口県長南連絡会の地区統括郵便局長から第七管区海上保安本部長に対して切手の贈呈が行われます。

1 記念切手発行について

(1) 切手発行部数

福岡県北九州市	300シート
山口県下関市	200シート
インターネット	200シート
合 計	700シート

(2) 切手販売場所

福岡県北九州市、山口県下関市各郵便局
インターネット（郵便局のホームページから）

(3) 切手販売額

1部 920円（税込み）

2 記念切手贈呈式

10月27日（水）14時50分～

場所 関門海峡ミュージアム 海保展示ブース

出席者 北九州市地区連絡会地区統括局長 若松桜町郵便局長 大庭 浩
山口県長南連絡会地区統括局長 下関中土居郵便局長 小倉 雄二
第七管区海上保安本部長 江口 満

＜参考資料＞

1 重要文化財について

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書等の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでおり、その中で重要なものを「重要文化財」に指定することにより、文化財の保存を図っています。

重要文化財の指定は、歴史的の価値の高いものや技術的に優秀なものなど一定の価値を保持しているだけではなく、同様の建造物の中で各時代又は類型の典型となるものを指定する仕組みとなっています。

2 日本における洋式灯台の始まりについて

我が国の洋式灯台は、1866年（慶応2年）にイギリス、フランス、オランダ及びアメリカの4か国との間で締結した江戸条約により、東京湾周辺など8箇所に灯台設置を要求されたことに始まります。その後、兵庫開港（現在の神戸港）に伴う瀬戸内海航路整備の一環として、部埼灯台と六連島灯台を含めた5箇所に灯台が設置されました。

江戸条約に基づき設置された8箇所の灯台の1つで初の洋式灯台として設置された「観音埼灯台（神奈川県）」の起工日（明治元年11月1日）に因んで、海上保安庁では11月1日を「灯台記念日」と定めています。

3 角島灯台、部埼灯台、六連島灯台について

(1) 角島（つのしま）灯台

- ①所在地 山口県下関市
- ②初点 明治9年3月1日
- ③概要

角島灯台は、下関市の北西、響灘から日本海へ廻る交通の要衝に建つ、現役の灯台です。イギリス人技師R・H・ブラントンの指導による灯台の1つで、初点は明治9年3月1日です。角島の西端に建つ高さ30mで、竣工時には石造りで最も高い灯台でした。日本海側に最初に設置された洋式灯台として、近代の航路標識の整備の展開を知る上でとても重要です。

また、灯台守が暮らした旧官舎は資料館として公開されています。



(2) 部埼（へさき）灯台

- ①所在地 福岡県北九州市
- ②初点 明治5年1月22日
- ③概要

部埼灯台は、関門海峡の東、瀬戸内海に突き出す部埼の尾根上に位置する現役の灯台です。海峡の西の六連島灯台と同時期にイギリス人技師R・H・ブラントンの指導により、建設されました。敷地内には、灯台と同時に建造され、かつては灯台守の宿舎として利用された旧官舎（昭和54年に潮流信号所に改築）や、刻々と変わる関門海峡の

潮流方向を標識の形と腕木の角度で船舶に知らせた旧昼間潮流信号機（明治42年設置）も保存されています。初点は明治5年1月です。今年度は初点から150年を迎えます。



(3) 六連島（むつれしま）灯台

- ①所在地 山口県下関市
- ②初 点 明治4年11月21日
- ③概 要

六連島灯台は、関門海峡の西、響灘に浮かぶ六連島の北東端の断崖上に建つ、現役の灯台です。イギリス人技師イギリス人技師R・H・ブラントンの指導により、初点は明治4年11月です。高さ10mで我が国最初期の石造灯台



として、航路が屈曲し、難所の関門海峡の航行の安全のために設置され、わが国の海上交通史上価値が高い灯台です。

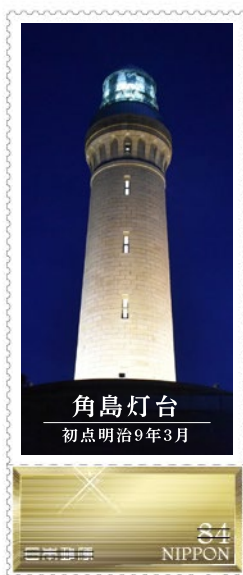
部埼灯台と同様に今年は初点から150年を迎えます。

各灯台の位置図



角島灯台・部埼灯台・六連島灯台 重要文化財指定記念

～ 維新からの近代化！ 海路を照らし続ける現役灯台～



- 写真部分だけでは、切手としてご利用いただけません。
- 郵便料金の納付のためにこの切手をご利用の場合、写真部分に消印がかかることがあります。



凸康印刷株式会社製法



【問合せ先】

第七管区海上保安本部
交通部企画課長 吉永 利博
TEL 093-321-2931(内線2610)

令和3年10月27日
第七管区海上保安本部

Instagram フォトコンテストの大賞等を発表します

～部埼灯台、六連島灯台重要文化財指定記念及び初点150周年～

日本遺産「関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～」の構成文化財である「部埼灯台（北九州市所在）」と「六連島灯台（下関市所在）」が昨年（令和2年）12月23日に国の重要文化財に指定されるとともに今年度に初点から150年を迎えます。

これを記念して、フォトコンテストを実施しましたので受賞作品である大賞、特別賞等を発表するとともに受賞式を行います。

Instagram フォトコンテストについて

- 1 実施期間
令和3年7月21日（水）～9月26日（日）
- 2 主催者
関門海峡日本遺産協議会
門司海上保安部
- 3 入賞作品（計 10点）及び副賞
 - (1) 入賞作品
大賞 計2点（部埼灯台大賞）、（六連島灯台大賞）
特別賞 計3点（部埼灯台賞）、（六連島灯台賞）、（のすたる関門賞）
入賞 計5点（5点選考）
 - (2) 副賞
 - イ 大賞及び特別賞
 - ①灯台フレネルレンズ記念品
 - ②関門“ノスタルジック”海峡商品詰め合わせ
 - ③角島灯台・部埼灯台・六連島灯台 重要文化財指定記念切手
 - ロ 入賞
 - ①関門“ノスタルジック”海峡商品詰め合わせ
 - ②角島灯台・部埼灯台・六連島灯台 重要文化財指定記念切手

(3) 受賞者

イ 大賞

部埼灯台大賞 池田 千絵様 (hana_88_1022)

六連島灯台大賞 pl_photocon 様

ロ 特別賞

部埼灯台賞 nogunogu579 様

六連島灯台賞 中原 周一様 (nakamaru_shukichi)

のすたる関門賞 kiyojiiya 様

ハ 入賞

lilya_lazurnaya 様

yochan317 様

hebotaroudesu 様

hapimomousa 様

hanaemi_house 様

フォトコンテスト写真

大賞 部埼灯台大賞

投稿者 池田 千絵様

hana_88_1022

六連島灯台大賞

投稿者 pl_photocon



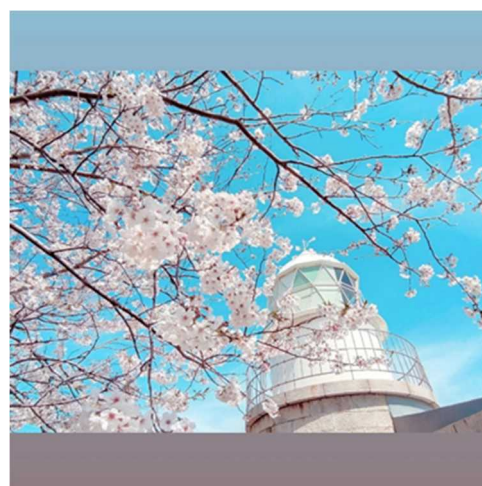
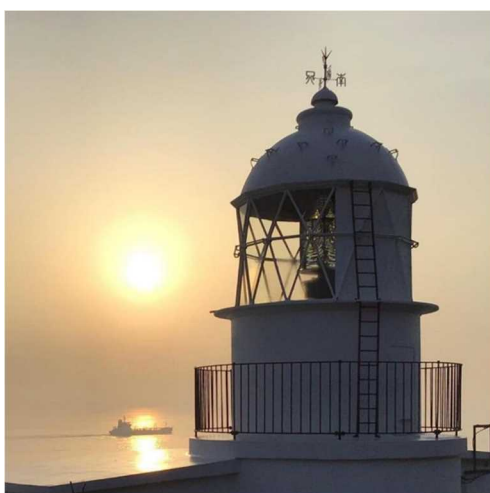
特別賞 部埼灯台賞

投稿者 nogunogu579

六連島灯台賞

投稿者 中原 周一 様

nakamaru_shukichi



特別賞 のすたる関門賞

投稿者 kiyojiya 様



入選

投稿者 lilya_lazurnaya



投稿者 yochan317



投稿者 hebotaroudesu



投稿者 hapimomousa



投稿者 henaemi_house

